

【別表】国民健康保険税の税率表

区 分		税 率	限度額
医療保険分	所得割	7.7%	500,000円
	均等割(1人当たり)	23,000円	
	平等割(1世帯当たり)	20,100円	
後期高齢者 支援金分	所得割	2.0%	130,000円
	均等割(1人当たり)	5,400円	
	平等割(1世帯当たり)	5,400円	
介護保険分 ★40歳から64歳までの 加入者	所得割	1.55%	100,000円
	均等割(1人当たり)	8,400円	

●国保税は、医療保険分と後期高齢者支援金分および介護保険分(40歳から64歳まで)の合算額です。

医療保険分……………医療機関などへの医療費の
支払いに充てられます
後期高齢者支援金分…75歳以上の医療費を支援す
るための費用です
介護保険分……………介護保険の費用を支援する
ための費用です



平成22年度の 国民健康保険税率が 決定しました

健全な国民健康保険事業の運営にご協力をお願いします

国民健康保険事業の運営についてのたいせつな事項は、被保険者の代表や、医師・薬剤師の代表などで構成する「国民健康保険運営協議会」で審議を行うことになっています。

今年2月、市は糸島市の国民健康保険税(国保税)の税率などの事業運営について協議会に諮問を行い、2月26日、協議会から市長に答申が出されました。

この答申を受け、平成22年度からの糸島市の国民健康保険税の計算方法や税率などについて、次のとおり決定しました。

国保税の計算方法と 納税通知書の送付 【賦課方式】

国保税の計算方法は、前年の所得から算出した「所得割」と、加入者1人当たりに対する「均等割」および1世帯当たりに対する「平等割」(介護保険分は「所得割」と「均等割」の合計金額となります)。

旧二丈町や旧志摩町では、固定資産税に対する「資産割」を国保税の算定に使っていましたが、平成22年度課税分からは「資産割」を使わないことになりました。

【税率】
国保税の税率は、別表のとおりです。

【賦課限度額】
世帯にかかる年間の国民健康保険税の最高限度額は、法

令で定められています。

今年度は、医療保険分が50万円、後期高齢者支援金分が13万円に改定されました。介護保険分は10万円に変更はありません。

●納税通知書(納付書)を6月中旬ごろ送付します

納税通知書は、6月中旬に国民健康保険に加入している全世帯に送付します。

届きましたか、国民健康保険被保険者証

平成22年4月1日から使う国民健康保険被保険者証(保険証)を、3月末に簡易書留で国民健康保険の加入世帯に郵送しています。

まだ保険証がお手元に届いていない場合は、市役所に返送された可能性があります。保険証が届いたか確認のうえ、届いていない場合は、ご連絡ください。

●保険証の有効期限

今回送付した保険証の有効期限は、10月31日です。

11月1日から使える保険証については、10月末に郵送する予定です。

所得の申告は お済みですか

国保税を算定するには、昨年中の世帯の所得金額の把握が必要となります。

そのため、給与支払報告書の提出や所得の申告がされていないと、世帯の所得が把握できず、正確な国保税の計算ができません。

所得が少ない世帯に対しては、国保税の軽減措置があります。しかし、この場合も、所得の把握なしにはその判定もできません。

また、医療費の自己負担限度額が高い基準になったりと不利益を被る場合もありますので、必ず所得の申告をしてください。昨年中に収入がなかった人や非課税所得のみだった人も、その旨を必ず申告してください。

問い合わせ

糸島市国保年金課
☎(323)1111

一般会計から 4億5千万円繰り入れ

平成22年度の国保税の税率は、医療費の伸びがあるものの、今日の厳しい社会経済情勢を踏まえ、加入者の負担をできる限り抑えるように配慮し決定しました。

しかし、今回決定した税率では、収入より支出が大きくなり、財源不足が見込まれ、国民健康保険事業の運営が

できなくなりました。そのため、一般会計から国民健康保険事業特別会計に4億5千万円を繰り入れることにしています。

●健全な国民健康保険事業の運営にご協力ください
国保税は、私たちが安心して医療を受けるためのたいせつな財源です。必ず納期内に納めてください。
国保税を滞納する人が増

後期高齢者医療健康診査のお知らせ

生活習慣病の予防と 早期発見・早期治療

受診期間 ●平成22年4月下旬から平成23年3月31日まで

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施します。

4月下旬には被保険者全員に、受診票と健康診査の通知を送付します。

●受診対象者

受診対象者は、後期高齢者医療保険の被保険者です。ただし、健康診査という目的のため、すでに生活習慣病の治療を受けている人などは対象となりません。※生活習慣病とは、がん、脳血管疾患や心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心臓病などです。

●受診時の自己負担金

1人500円

●受診の方法

健康診査の実施医療機関で個別に予約の上、受診してください。

問い合わせ

福岡県後期高齢者医療
広域連合
お問い合わせセンター
☎(651)3111



国民健康保険運営協議会からの答申を受け取る松本市長